

消防予第122号
平成21年3月23日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

文化財建造物等における防火対策の徹底について

文化財建造物やこれに準ずる歴史的建造物（以下「文化財建造物等」という。）において火災による被害が発生しているところであり、平成19年5月及び平成20年1月には神奈川県藤沢市の旧モーガン邸本棟等が、平成20年5月には大阪府吹田市の吉志部神社本殿（重要文化財）が焼失しており、特に平成21年3月には、奈良県天理市の石上神宮撰社出雲建雄神社拝殿（国宝）、神奈川県横浜市の旧住友家侯野別邸（重要文化財）、神奈川県大磯町の旧吉田邸が焼失等するなど被害が続発しています。

これらの文化財建造物等は、我が国のかけがえのない文化的財産であり、このような被害を防止するため、下記事項に留意のうえ、文化財建造物等における防火対策を点検し、その徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 文化財建造物等における巡視等の励行、防犯カメラや炎センサーの設置、敷地内への入場管理、建造物周辺の可燃物管理等の防火対策を強化徹底すること。
- 2 防火管理、消防用設備等の設置・維持など消防法上の防火対策を確実に実施すること。
- 3 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）を確実に実施できる体制を確保するとともに、訓練により徹底すること。